

イギリス公教育制度における独立学校視察機関の役割と影響力の解明

教育学部児童教育学科

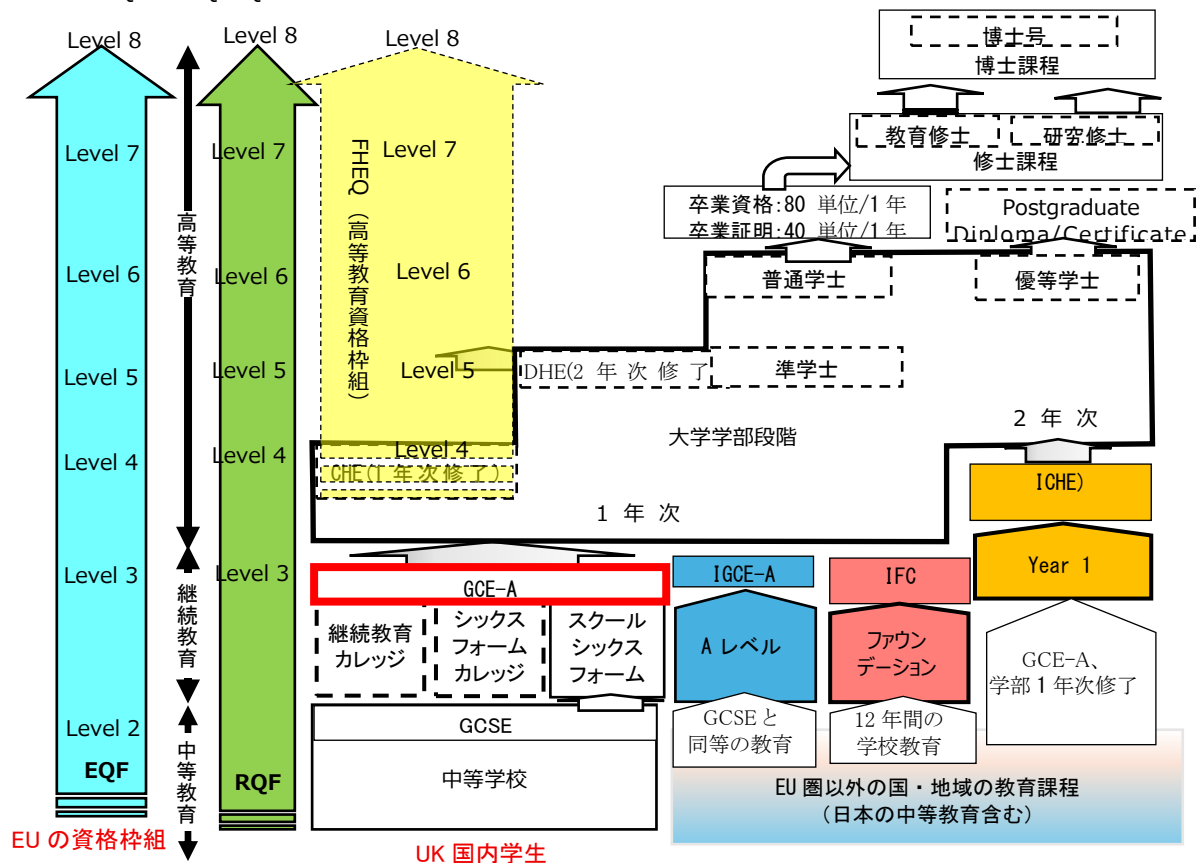
准教授 三山 緑

1. はじめに

報告者は、2019(令和元)年にイギリスの大学に附設されている経路プログラム(pathway programme)で半年間学ぶ経験を得た。学習者として身を置きながら、イギリスの大学に附設されている「経路プログラム」が果たしている役割について、関心が芽生えていった。またプログラム在籍中、偶然にも同プログラムに対して独立学校視察機関(Independent Schools Inspectorate 以下、ISI)が視察を行う様子を垣間見た。これまで、イギリスの公営学校に対する視察については、教育水準局(Office for Standard in Education 以下、OFSTED)の存在が知られてきたが、民間教育事業者に対しても視察がなされていることに驚き、またそれを ISI が担うという事実に接し、2019 年末の帰国後に「経路プログラム」について追究することにした。

次の図は、イギリス国内学生のための進学ルートに対し、留学生対象に提供されている「経路プログラム」が規制資格枠組(The Regulated Qualifications Framework 以下、RQF)のどのレベルに対応しているのかを示したものである。一般的に、イギリス国内学生は「シックス・フォーム」と呼ばれる 2 年間の課程を経て一般教育資格(General Certificate of Education Advanced Level 以下、A レベル)を取得し、大学学部 1 年に進学する。これに対し、日本含め EU 圏以外の国からイギリスの大学に入学するには、高等学校を卒業していたとしても、基本的にはこの A レベルの学修・資格を取得してからとなる。「経路プログラム」では、英語力の開発・向上に加え、そうしたニーズに対応するためのプログラムを提供している。

イギリスの RQF、FHEQ、EQF の対応関係、「経路プログラム」との接続



「経路プログラム」が果たしている役割については、後掲の①の論文で明らかにし、結果としてイギリスではこれが留学生獲得のためのビジネスとして成立していることが分かった。

一方、①の論文において大学と「経路プログラム」を提供する民間教育事業者の関係性の中で、ISI が独自の役割を果たすことに気づいたことで、ISI の沿革、組織、教育省 (Department for Education) や OFSTED、内務省 (Home Office) との権限関係、視察のシステム、視察の実態について、公開されている政策文書や報告書をもとに分析し、②の論文にまとめて『教育学部研究紀要』第 13 号で発表した。

発表者は、イギリスにおいて、独立学校に対しても学校評価を通じた国の関与が存在することについて、大いに関心を抱いた。また、ISI は、国内の初等・中等学校、継続教育機関 (private further education) だけでなく、国外で展開する初等・中等教育段階の独立学校についても視察の対象としている。おりしも、近年日本においても、イギリスの名門校が設立され話題になったことから、今後は必然的に ISI の活動が日本にも及ぶことが想定される。

以上、これまでの研究成果と問題意識のもとに、ISI が特にイギリス国外で展開する独立学校に対してどのような形で関わるのか、日本において明らかにしたい。

<これまでの研究>

- ①「イギリスにおける大学附設学校の役割－留学生に対する「経路プログラム」を通じた大学正規課程準備教育－」西日本教育行政学会『教育行政学研究』第 42 号、2021 年。
- ②「イギリス独立学校視察機関の組織と役割－国際教育戦略における存在意義－」『福山市立大学教育学部研究紀要』第 13 号、2025 年。

2. 日本においてイギリス式教育を導入する学校

現在、日本においてイギリス式教育が提供されている学校は、次の 3 つのケースに大別される。

A 日本に設置された全寮制の独立学校 (ボーディング・スクール)

- ・Harrow International School Appi Japan (2022 年開校) : 岩手県安比高原
- ・Rugby School Japan (2023 年開校) : 千葉県柏市

B 日本の一条校でイギリス式教育を提供する学校

→Cambridge International Curriculum、International Primary Curriculum 等の認定を受けている学校

- ・仙台育英高校外国語コース
- ・神石インターナショナル・スクール

C その他、Cambridge International 等のカリキュラムを提供する各種学校

A～C の中で確実に ISI の視察対象となる学校は、A のタイプである。ただし、Harrow International School Appi Japan と Rugby School Japan は、いずれも開校から年数がたっておらず、ISI のホームページを確認しても視察報告書が存在しない(2026 年 5 月時点)。ISI の視察は 3 年サイクルで行われるため、その視察報告書が今後 1～2 年の間に公開されると見越して、今後の動向に注目している。一方、双方ともイギリス本国の法人が運営主体であるが、日本での開校に際し学校教育法第 134 条に規定する各種学校と位置づけられている。各種学校ということは、私立学校法の第 152 条第 5 項に根拠をもつ「準

学校法人」として、地方公共団体の長の認可を受けたことを意味している。ISI による視察が地方公共団体の認可行政にどのように関わってくるのかについても、注目をしている。

次に B タイプについては、今回重点研究に取り組む中で発見したタイプの学校である。近年、一条校においても、国際バカロレア(International Baccalaureate 以下、IB)認定校は年々数を増やしている。その背景には、1998(平成 10)年・1999(平成 11)年改定の学習指導要領において「学校設定教科・科目」の枠が設けられたことで IB 教育導入が促されたこと、また 2015(平成 27)年 8 月に学校教育法施行規則の一部が改正され、IB のディプロマ・プログラム(Diploma Programme)認定校は IB と学習指導要領の双方を無理なく履修できるよう要件が緩和された経緯がある。しかし、Cambridge 国際(Cambridge International Curriculum)については、国の IB 教育促進政策とは直接関係しない。一条校でありながら、これを導入した高等学校が、現時点で仙台育英高校外国語コースのみであるが、A タイプとの対比という点について、注目している。他方で、神石高原町に設置された神石インターナショナル・スクールは、初等教育段階のみであるが一条校であり、イギリスのナショナル・カリキュラムをベースとする International Primary Curriculum を導入する、ボーディング・スクールである。

B タイプの学校は、いずれも運営主体が日本の学校法人、一条校としてイギリス式教育を導入していることから、ISI による視察の対象とはならない。ただ一方で、イギリスのカリキュラムを導入する以上、その教育の質を維持するために、Cambridge 国際や IPC の認証機関によって何らかの形で評価されていると考えられる。日本の学習指導要領にも対応しつつ、イギリス式教育の質も維持するケースとして、この 2 校については現地調査の対象とするべく検討中である。

3. 今後の課題

上述のように、今後は A タイプの学校に対する ISI の視察の有無、視察レポートの公開に注視しつつ、当該学校と所轄の地方公共団体の首長部局との関係についても、解明していきたい。また、B タイプの 2 つの学校については、2025(令和 7)年度の研究活動の中で学校訪問と聞き取り調査を実現することができなかった。引き続き、公開されている資料・情報を頼りに下調べを続行しつつ、2026(令和 8)年度も訪問調査の依頼を試みる。